

太陽光発電設備の申告について

家屋の屋根や土地等に 10 k W以上の太陽光発電設備を設置し、売電する場合には、設置した太陽光パネル等の設備は固定資産税（家屋又は償却資産）の対象となります。

償却資産となるものについては、申告が必要となります。下記の表をご覧ください、対象となる資産を所有される場合は申告をお願いします。

1. 課税対象について

対象設備 設置者	10 k W以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10 k W未満の太陽光 発電設備(余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに住宅用の太陽光発電設備を設置し、 全量売電をしている場合は申告の対象となります。 また、余剰売電であっても、10 k W以上であれば売電 するための事業用資産となり、発電に係る設備は申告 の対象となります。	事業としての継続性 が無いものとして、 現在のところ申告い ただいていません。
個人 (事業用)	個人の方であっても、アパートや店舗の屋根等に事業を目的として設置して いる場合は、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず、申告の対象 となります。	
法人	事業を目的として設置されていますので、発電出力量や、全量売電か余剰売 電にかかわらず、申告の対象となります。	

2. 償却資産と家屋の区分

設置方法		太陽光発電設備					
		パ ネ ル	架 台	接 続 箱	デ ィ シ ョ ナ	パ ワ ー コ ン	ト 表 示 ユ ニ ツ
太陽光発電設備を家屋の屋根材として設置		家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
太陽光発電設備を架台に乗せて屋根に設置		償却	償却	償却	償却	償却	償却
太陽光発電設備を家屋の屋根材として設置し、カーポートや庭など家屋以外の場所にも設置	屋根	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
	家屋以外	償却	償却	償却	償却	償却	償却
太陽光発電設備を架台に乗せて屋根に設置し、カーポートや庭など家屋以外の場所にも設置	屋根	償却	償却	償却	償却	償却	償却
	家屋以外	償却	償却	償却	償却	償却	償却
太陽光発電設備を屋根以外の場所に設置		償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋：家屋として評価対象となります。そのため、償却資産の申告は不要です。

※償却：償却資産に該当します。そのため、申告が必要となります。